

入居者の自己負担金一覧表（令和6年8月～）

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会  
特別養護老人ホーム 昌普久苑

（31日の場合）

（単位：円/月）

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護1	第二段階											390	12,090	880	27,280	62,093
	第三段階①	670	20,770	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,370	42,470	85,343
	第三段階②											1,360	42,160	1,370	42,470	107,353
	第四段階											1,445	44,795	2,066	64,046	131,564

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護2	第二段階											390	12,090	880	27,280	64,263
	第三段階①	740	22,940	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,370	42,470	87,513
	第三段階②											1,360	42,160	1,370	42,470	109,523
	第四段階											1,445	44,795	2,066	64,046	133,734

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護3	第二段階											390	12,090	880	27,280	66,588
	第三段階①	815	25,265	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,370	42,470	89,838
	第三段階②											1,360	42,160	1,370	42,470	111,848
	第四段階											1,445	44,795	2,066	64,046	136,059

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護4	第二段階											390	12,090	820	25,420	66,929
	第三段階①	886	27,466	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,370	42,470	92,039
	第三段階②											1,360	42,160	1,370	42,470	114,049
	第四段階											1,445	44,795	2,066	64,046	138,260

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護5	第二段階											390	12,090	880	27,280	70,928
	第三段階①	955	29,605	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,370	42,470	94,178
	第三段階②											1,360	42,160	1,370	42,470	116,188
	第四段階											1,445	44,795	2,066	64,046	140,399

<介護保険負担限度額段階>

第二段階	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下 単身：650万円以下 夫婦1650万円以下
第三段階①	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額＋年金収入額が80万円超、120万円以下 単身：550万円以下 夫婦1550万円以下
第三段階②	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額＋年金収入額が120万円超 単身：500万円以下 夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。

<その他の加算について>

※介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

1か月の利用総単位数（加算含む）×13.6%（1円未満の端数は切り捨て）が上記料金に加算されます

※医師の食事箋に基づいた療養食（糖尿病食や腎臓病食等）の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。